

農地作付統制についての基礎的研究（下）

坂根嘉弘

1. はじめに
 2. 不急農作物の制限・禁止の開始—第1段階（1941.2—41.10）
 - 1) 農作物作付制限規則の制定
 - 2) 1940年度・1941年度の桑園整理
 3. 農地作付統制規則の公布—第2段階（1941.10—1943.8）
 - 1) 農地作付統制規則（農林省令第86号）の施行
 - 2) 実績
- …以上、「農地作付統制についての基礎的研究（上）」『経済論叢』第27巻第1号

4. 第2次食糧増産対策要綱による作付統制の強化 ——第3段階（1943.8—1944.7）

1943年8月17日閣議決定の第2次食糧増産対策要綱「三 土地利用ノ強化」は、不急作物の作付抑止と陸稻・桑園・果樹園・煙草の食糧作物への転換を求めており(1)、これに基づき次の二つの方策がとられ、作付統制が格段に強化されることになった。①農地作付統制細則による抑制農作物の拡大・強化と②桑樹・果樹・茶樹・花卉の大規模な作付転換である。

1) 1943年告示による作付制限の拡大・強化

①についてであるが、その内容は、新植禁止の竹木類以外の農作物を中心に、作付面積制限の強化（特に田作付制限・禁止）と抑制作物種類の増加である。各府県ともこれを告示で行った。たとえば、石川県の場合には、1943年10月6日の告示で、西瓜・甜瓜・花卉の制限面積を1940年作付面積の8割であったものを7割に、かつ水田作付を全面禁止とし、蓮根を1940年作付面積の8割から5割に制限強化し、新たな制限作物に薯蕷（1940年の7割制限）、くわい・ほうじき（自家用以外の作付禁止）を追加した(2)。愛媛県では、1943年10月1日の告示で、田での作付禁止作物に新たに蓮根・里芋・薑を加えた(3)。神奈川県では、1943年10月8日の告示で、花卉・苺の田畠作付禁止、桑樹・果樹を除く稻作期間の作物（稻以外）の田で

の作付禁止、マオラン・甜瓜・越瓜などの畠での作付禁止など、作付統制を強化した。ただし、軍需用の西瓜（畠）は知事の許可を得て栽培することとした(4)。このように1943年告示は、田への作付制限・禁止を中心とした作付制限面積の強化と抑制作物の追加による作付統制の拡大を図ったものであったが、同時に軍需用作物への配慮がなされているところに特徴があった。

- (1) 「三 土地利用ノ強化」の「(二) 花卉等不急作物ノ作付ヲ抑止スルト共ニ農業上ノ立地条件其ノ他ヲ勘案シ陸稻ノ甘藷ヘノ転換、桑園（改植ノ施設ヲ伴フ）、果樹園、煙草作付地等ニ付食糧生産ヘノ転換活用ヲ促進スルモノトシ必要ナル助成等ノ措置ヲ講ズルコト」（土地改良制度資料編纂委員会編集『土地改良制度資料集成』第1巻、全国土地改良事業団体連合会、1980年、321頁）。
- (2) 「石川県告示第656号」『石川県公報』第5235号、1941年11月22日。「石川県告示第528号」『石川県公報』第5426号、1943年10月6日。
- (3) 「愛媛県告示第608号」『愛媛県報』第1598号、1943年10月1日。
- (4) 「神奈川県告示第765号」『神奈川県公報』第1758号、1943年10月8日。

2) 作付転換の実施

②は、1943年度・44年度两年にわたる、桑樹・果樹・茶樹・花卉（特に果樹）の作付転換の強行である。法的には農地作付統制規則の規定に基づ

いており、違反行為には国家総動員法による罰則が伴った。1943年12月22日に「転作ニ関スル件」(農商次官通牒)(1)が出され、1943年度作付転換が行われた。その内容を箇条書きすると、(イ)煙草については、大蔵省との協議による都府県への割当を11月8日付で通牒済。(ロ)桑園については、水田への転作と大消費地近傍での必需食糧作物への転作を7000町歩、傾斜地・砂礫地などの簡易開墾による新植を3000町歩、老廃桑園の改植による必需農作物の間作を約1万町歩とする(2)。(ハ)果樹園については、1万1000町歩(4000町歩は全面整理、7000町歩は隔離抜株)を目処に行い、跡地で必需食糧作物を増産する。都府県別転換面積は地方の事情を勘案して概数を定める(3)。傾斜地果樹園は除く。(ニ)茶園については、約2000町歩を台刈し、必需食糧作物の間作を行う。都府県別実施面積については都府県と打合せの上決定する。(ホ)陸稻の甘藷への転換は、生産力の低い地帯で、転換しても農業経営・自家食糧に影響を及ぼさない地方で実施する。上記の作付転換については下記の助成金が交付された。(イ)果樹整理は、整理奨励金反当190円、隔離抜株は半額(95円)、(ロ)桑園転換は、改植費として掘取反当30円、植付反当12円、未耕地新植反当30円、(ハ)茶園台刈は、反当20円である。

以上が1943年度作付転換計画であるが、この政策は引き続き1944年度にも実施された。1944年5月9日付「作付転換ノ強化ニ関スル件」(農商次官通牒)(4)によると、その内容は桑園、果樹園、茶園のさらなる作付転換と、西瓜、甜瓜、花卉類、草莓など不急作物の作付転換であった。農商省の計画は以下であった。(イ)桑園の転換面積は、5万町歩(内1万7000町歩は改植)とする。(ロ)果樹園については、葡萄・梅・ネーブル・オレンジの軍需用を除き、水田果樹は1000町歩を目処に転換。平坦畠地果樹園の桜桃・枇杷・桃・早生苹果・無花果などの軟弱果実を対象に2500町歩を目処に全園整理(5)。(ハ)茶園については、本畠1000町歩を全園整理。(ニ)西瓜、甜瓜、花卉類、草莓などの不急作物については、概ね1万町歩を転換面積の目処とする。但し、西瓜は患者用、草莓は軍需向缶詰用として所要量につき考慮を加える。(ホ)花卉・庭園樹類は400町歩を予定する。作付転換に伴う整理費は1943年度と同額助成する。但し、不急

作物の転換には助成しない。なお、表7が1944年5月9日照会分の都府県別整理転換計画である。

1943年度作付転換は、都道府県からの整理・作付転換計画の農商省への提出と打合せ調整ののち、1944年1月より実施された。1944年度は1944年7月より実施された。1943-44年度の実績は、全園整理8179町、隔離抜株6940町であった(6)。

なお、作付統制による果樹などの価格的に有利な商品作物から普通作物(米・麦・芋)への転換に際して、農家経営の悪化や小作料調整の問題が生じていた。農商省農政局農政課『時局政策ノ小作料ニ及ホシタル影響』(1944年)によると、京都、奈良、佐賀、宮崎などでは、経営上有利な商品作物が普通作物に転換せしめられたため、農家経済に影響があったとしている。また、多くの府県では作付統制が小作料に影響を及ぼさなかったとしているが、広島、長野、愛媛、高知、長崎などは、普通作物への転換により従来の小作料が支払えなくなり、小作料の減額改訂が必要となったとしている。米価・麦価の引上げや闇の存在からそれほど表面化はしなかったが、実際には、作付統制による有利な作物から普通作物への転換により、農家経済の悪化と小作料調整の問題が生じていたと思われる。

- (1) 「転作ニ関スル件」農商省『農地作付統制資料』農林省文書。
- (2) 後述のように、当時、繭・桑皮の軍事資源化とともに一定の桑園確保政策がとられていた。したがって、桑園整理の基本的方針として、田作付桑園の水田への転換、傾斜地などの新植、老廃桑園の改植と必需農作物の間作によって、食糧農作物の拡大と桑園確保の双方を目指した。
- (3) 農林省は1943年10月11日付で都道府県宛に転換見込面積を照会し、10月30日までに報告を求めたが、13都府県は未報告であった。その未報告を除いた面積は、全園整理可能果樹園4406町歩、隔離抜株可能果樹園7165町歩であった(農林省蚕糸園芸局監修『果樹農業発達史』農林統計協会、1972年、381頁)。
- (4) 前掲『農地作付統制資料』農林省文書。
- (5) 1943年度の隔離抜株が食糧増産に寄与するところ少なかったとして、1944年度は、予算上は全園整理のみとなった。前掲『果樹農業発達史』381頁。
- (6) 農林省農林水産技術会議編『戦後農業技術発達史』第5巻、農林統計協会、1969年、21頁。『昭和農業技術発達

史』第5巻、1997年、44頁。なお、長年の薬剤散布の残留による果樹園跡作の稻作不良が各地で問題になった。たとえば、『鳥取二十世紀梨沿革史』鳥取県果実農業協同組合連合会、1972年、317頁や前掲『長野県果樹発達史』48頁。

5. 農地作付統制規則の改正と総合作付割当 ——第4段階（1944.7—1945.8）

1) 農地作付統制規則の改正

軍需関連物資の輸入途絶と海上輸送の困難化（制海権の喪失と船腹不足）のもと、1943年頃より、「代替技術・代替用途の工夫」による「農産物の（本来的用途とは異なる）軍事資源化」が進展し⁽¹⁾、軍需用作物の不足が表面化してきた。纖維資源と兵器・作戦用軍需作物の不足である⁽²⁾。軍事資源化の作物としては、落下傘、飛行機の羽布、飛行服、軍服、防寒服、砲弾袋、薬囊地、擬装用カバーなどの繭⁽³⁾、アルコール・ブタノール等原料の甘藷・馬鈴薯、軍需用民需用の麻類（大麻・亜麻・苧麻・黄麻・マオラン）⁽⁴⁾、飼料・ブタノール原料の玉蜀黍、紙幣・軍票・債券類・地図用紙などの三権・楮、軍需物資かつ食用油脂資源としての菜種、航空機用潤滑油としてのヒマ・茶実⁽⁵⁾、風船爆弾原料としての楮・蒟蒻⁽⁶⁾、電波兵器・通信機用酒石酸（ロッセル塩）を採取する葡萄⁽⁷⁾、軍需と農薬用の除虫菊、軍需と医薬品原料としての薄荷であった。桑樹・茶樹・薄荷・除虫菊・葡萄・蘭は、それまで不急作物として制限・抑制されてきたものであったが、それらの軍事資源化が要請されるなかで、それまでの制限政策を転換せざるを得なくなったのである⁽⁸⁾。個々の作物については、それぞれ対応がなされたが⁽⁹⁾、農地作付統制政策として転換するのは1944年7月の農地作付統制規則の改正であった。

1944年7月15日、「国内纖維資源の確保および国民生活の安定確保の見地より」農地作付統制規則が大幅に改正された（8月1日施行）⁽¹⁰⁾。この改正で、食糧農作物（稻、麦、甘藷、馬鈴薯、大豆）に玉蜀黍、蜀黍、粟、稗、黍、蕎麦、必需蔬菜が追加され、特用農産物として、桑樹、大麻、苧麻、亜麻、黄麻、菜種、除虫菊、薄荷、蒟蒻芋、蘭（七島蘭を含む）、果樹、煙草、黃蜀葵、けし、みぶよもぎ、茶樹、「採種用トシテ作付スル農作物」、「緑

肥用又ハ飼料用トシテ作付スル農作物」が指定された⁽¹¹⁾。農商大臣指定の制限作物は、花卉、庭園樹、西瓜、甜瓜、草莓へと変更された。この改正の特徴は、第1に、食糧農作物に蔬菜が付け加えられたことである。都市周辺部の蔬菜畠の麦・甘藷への転換などにより、当時、都市の蔬菜不足が深刻化してきており、それに対応したものであった⁽¹²⁾。第2は、任意の転作が禁止された特用農作物が設定され、そのなかに、かつて制限・抑制作物であった農作物（桑樹、茶樹、薄荷、煙草、果樹、除虫菊、蘭）が含まれたことである。これは、前述した農産物の軍事資源化に対応していた。この改正により特用農作物は食糧農作物と同等の重要性を与えられたのである⁽¹³⁾。この改正にしたがい、都道府県の農地作付統制細則も改正された⁽¹⁴⁾。

(1) 野田公夫「農業技術・農業生産・農家経済」戦後日本の食料・農業・農村編集委員会編『戦後日本の食料・農業・農村 第1巻戦時体制期』農林統計協会、2003年、23頁。

(2) 以下、「食糧等増産奨励に関する打合会」「農林時報」1943年1月15日、「特集南方の資源」「農林時報」1942年3月臨時増刊号、『農林行政史』第2巻、農林協会、1959年、野田前掲論文などを参照。なお、基本的に、軍事資源化作物の公定価格は引上げられ、制限・抑制作物は引下げられた。

(3) 桑園面積・繭生産の減少は、1940年以降、一貫して続いている。農林省は、「桑園の整理は当時よりしばしば申してゐる通り国家喫緊の必要からやむを得ず食糧生産に桑園の一部を貸し、蚕糸としては極力残された桑園の能力を鼎め必要な数量の繭は絶対確保して行く方針である」とし、残された桑園の生産力を増進することにより、纖維資源の不足に対応しようとしていた（「蚕糸業の前途」『大阪毎日新聞』1942年1月29日、「必要繭量は絶対確保」『大阪朝日新聞』1942年12月19日、「蚕糸は落下傘にも今後は南方への交易品」『大阪毎日新聞』1943年4月6日など）。しかし、この基本政策も、桑園面積の予想外の減少（1940年を100とすると、1941年93、1942年77、1943年68、1944年57、1945年45。加用信文監修『都道府県農業基礎統計』1983年、農林統計協会）、同じく収繭量の減少（1940年を100とすると、1941年80、1942年64、1943年62、1944年46、1945年26。前掲『都道府県農業基礎統計』）、繭生産計画を大きく下回る実績（岡野前掲論文、98頁）、さらに全体としての繭

維資源不足の深刻化によって、次第に行き詰まっていった。1944年になると繊維資源不足はかなり深刻となつた。

政府は、1944年に戦時繊維非常増産措置要綱を閣議決定し、桑皮をはじめ野生苧麻、竹、藤蔓其の他の山野に自生する草木皮又は海草類に至るまで繊維となるものはこれを悉く収集することとした(「雑繊維 野にある軍需用品 一本でも多く蒐めよう」『朝日新聞』1944年9月4日、「桑皮其ノ他雑繊維生産ノ件」『三重県公報』第5247号、1945年5月23日)。1944年4月には桑皮・野生カラムシ・タケその他雑繊維の徹底的採取をねらって、これらの増産計画をたて、7月には農商省戦時繊維増産推進本部を設置した(農業土木学会編『農業土木史』1979年、1662頁)。桑皮からは、「純綿よりも丈夫」として、学童服・作業衣・地下足袋などが作られた(「桑皮からの織物」『朝日新聞』1944年3月30日)。あわせて桑皮の値上げも行われた(「桑皮を値上げ」『朝日新聞』1944年6月1日)。

このような中、繭は、軍需用繊維として重要度を増しており、「絹は兵器だ」とまで言われた(山口喬「最近の繊維産業と繭の生産に付て」『農商時報』1944年1月15日)。繭毛羽も兵器原料として全量軍需供出の指示がなされた(東京都・東京都養蚕業組合連合会「繭毛羽の軍需供出に就て」1943年8月8日、東京都蚕糸業史編さん委員会『東京都蚕糸業史』1978年、東京都経済農業協同組合連合会、口絵写真)。

(4) 麻類については、前掲「特集南方の資源」、農政局「麻増殖に就て」『農林時報』1943年2月15日、「麻類応急増産対策協議会」『農林時報』1943年4月1日。1943年3月27日には苧麻、大麻の公定価格引上げ(『農林時報』1943年4月1日)、1944年2月23日にはマオランの最高販売価格改定(『三重県公報』第4902号、1944年3月29日)、麻類価格の引上げ(「麻類価格引上」『朝日新聞』1944年7月14日)がおこなわれた。

(5) ヒマ栽培は、市町村への種子の配布や各集落への割当などにより、大政翼賛会・農会などで積極的に取り組まれていた(たとえば、大政翼賛会潮止村支部『大政翼賛会関係書類綴』1944年、八潮市立資料館所蔵)。1943年度のヒマ収穫の好成績府県は、埼玉、群馬、山梨、大阪、神奈川などであった(「第一位は埼玉 好成績な蓖麻収穫」『朝日新聞』1944年9月23日)。ヒマ供出については新聞に度々登場する。たとえば、「音戸日婦支部ヒマを供出」『中国新聞』1944年1月8日、「ヒマ 荒驚を動かす力 茎も回収して軍服に」『中国新

聞』1944年9月23日など。

- (6) 府県別蒟蒻生産割当については、群馬県農産課『昭和19年度特殊農産物雑事』(群馬県行政文書、群馬県立文書館所蔵)により、その実情がわかる。
- (7) 電波兵器・通信機の発達からその装置に酒石酸のロッセル塩が不可欠となっていた。葡萄・酒石酸については新聞にも度々登場する。たとえば、「葡萄決戦の兵器稼る」『朝日新聞』1944年9月2日、「葡萄は電波兵器」『中国新聞』1944年5月19日、「酒石酸王国資源をあげて体当たり」『中国新聞』1944年12月8日、「食ふ勿れ、葡萄も兵器」『日本海新聞』1943年8月17日、など。
- (8) 蒟蒻芋、除虫菊、菜種、薄荷、桑皮、三桠、楮は1944年度に重要農林水産物としてはじめて登場した(農商省総務局『昭和19年度重要農林水産物生産計画概要』)。
- (9) たとえば、葡萄整理については、1944年初め軍需省からの要請で整理対象から外し、その分を他の果樹で代替する様に指導した(1944年2月4日農商次官通牒、農商省『昭和19年果樹整理計画』農林省文書、前掲『果樹農業発達史』381頁)。桑園については、1944年11月18日、一定面積の桑園確保のため「桑園減退防止緊急手配ニ関スル件」(農商次官通牒)がだされた(「桑園減段防止を手配」『朝日新聞』1944年11月19日、前掲『東京都蚕糸業史』438頁)。各府県でも桑園面積確保の施策がとられた(たとえば、鳥取県の「桑園の自由転換認めず 県の桑園減反防止緊急策」『日本海新聞』1944年11月25日、三重県の「桑園掘取転作抑止ニ関スル件」『三重県公報』第5110号、1944年12月5日)。葡萄・桑園とともに、それまでの整理縮小政策の大転換であった。
- (10) 農地作付統制規則改正については、『集成』10、624-628頁を参照。引用は「繊維作物確保を拡充」『日本海新聞』1944年7月16日。
- (11) 1945年1月には、マオランが特用農作物に追加指定された(前掲『農林行政史』664頁)。なお、「必需蔬菜」とは、大根、蕪、人参、牛蒡、里芋、結球白菜、漬菜、甘藍、ほうれん草、葱(分葱を含む)、玉葱、茄子、蕃茄、胡瓜、南瓜、隱元、豌豆、蚕豆、蕗。「採種用トシテ作付スル農作物」とは、ふだん草、春菊、みづば、つるな、ちしや、しそ、にら、越瓜、とうぐわ、ささげ、ふじまめ、オクラ、球形甘藍、食用ビード。「緑肥用又ハ飼料用トシテ作付スル農作物」とは、紫雲英、苜蓿、クローバー、青刈蚕豆、セラデラ、青刈

大豆、ルーピン、青刈豌豆、ベッヂ、タンジャービー、青刈菜種、青刈燕麦、青刈玉蜀黍、青刈ライ麦、家畜用蕪菁、家畜用南瓜、家畜用ピート、龍舌菜、家畜用搔葉大根。

(12) 生鮮食料品の生産・集出荷・配給の各部面も含め田辺勝正「生鮮食料問題の展開」(『農業研修』1-11、1944年)を参照。

(13) 制限・抑制農作物から特用農作物への急転換には戸惑いの声も聞かれた。たとえば、鳥取県農務課の担当官は農商省技手への手紙の中で「果樹ノ新植禁止ハ本県トシテハ從来取締ヲ相当厳重ニ為シタル關係上直チニ之ガ新植ヲ認ムルコト、ナルハ余リニ極端ナル変更ト存スル」としている(農商省『農地作付統制關係資料』)。鳥取県では、梨の取締りに腐心していた。

(14) 新植禁止作物から桑樹、茶樹、薄荷、果樹が、抑制作物から除虫菊、蘭などが削除された。ただし、地方の事情により、食糧農作物・特用農作物でも引き続き制限・抑制される場合があった。たとえば、山形県では、食糧農作物から蚕豆、蕗を、特用農作物から除虫菊、薄荷、果樹(葡萄を除く)、茶樹などを「当分ノ内」除くとしていた(『農地作付統制細則改正ニ関スル件』『山形県報』第3026号、1944年9月20日)。理由は不明である。

2) 総合作付割当の開始

1944年秋冬作より、必需農作物の作付確保を目指した秋冬作総合作付割当が開始された。対象作物は、麦類、蔬菜類、馬鈴薯、菜種、煙草、大麻、苧麻、蒟蒻、蘭、七島蘭、ケシ、除虫菊、薄荷、燕麦、綠肥作物、飼料作物、水稻苗代であった。1944年9月に作付割当計画を立て、農商次官通牒で地方長官宛に指示した。ここに至り、全面的な作付統制を意味する作付割当にまで立ち至ったのである。表8が府県別割当表である。このうち北海道では秋冬作はほとんどなく、また沖縄は戦火厳しく、当初から除外されていた。

この作付割当の実績を調査するために、1945年2月1日には、秋冬作総合作付実績調査が行われた(1)。表8の下段が、作付割当面積と総合作付実績調査による調査結果との比較である。府県別に表示できるが、紙幅の関係から全国合計のみを掲げている。それによると、麦類、蔬菜類、馬鈴薯、水田苗代など食糧生産の中心的な部分はすべて8割以上の作付実績割合を示しているが、他の作物

は必ずしも割合は高くはなかったことが分かる。特に、菜種、苧麻、蒟蒻、蘭、薄荷、飼料作物が低くなっていた。作付割当が必ずしも農商省の予定通りには実行されていないことを示していた。

(1) この調査は市町村長および市町村農業会長を責任者とするもので、市町村及び市町村農業会の共同調査であった。市町村統計主任、農業会技術員・職員、農林水産業調査員、部落農業団体長などが協力して、部落単位に属人主義によって実地調査に基づき行われた。市町村の報告書を2月末までに地方事務所を経由して都府県へ提出し、都府県は3月末までに農商省に提出することとされた。調査結果は、『農商統計月報』第77号(1945年6月)に「昭和20年2月1日調査秋冬作総合作付実績調査結果表－秋冬期に於ける田畠利用状況－」として公表された。ただし、鹿児島は、調査を実施したが戦災により関係資料が焼失し報告書が農商省に提出されなかつた(『農商統計月報』第77号、1945年6月、農林大臣官房総務課『農林行政史』第4巻、農林協会、1959年、1063-65頁、『朝日新聞』1944年11月22日)。

京都府では、農商省より1944年11月8日付知事宛の「秋冬作総合作付実績調査ニ関スル件」を受け取り、12月上旬には調査票3100部を受け取った。翌年1945年1月中旬には市町村に調査票を配布した。その後、所定の「指導訓練会」の打ち合わせを経て、2月1日現在の調査を行った(『秋冬作総合作付実績調査一件』京都府文書、京都府立総合資料館所蔵)。『総合作付実績調査票』(京都府庁文書)には、その折の調査票が残されている。なお、鳥取県庁文書(鳥取県立公文書館所蔵)にも、秋冬作総合作付実績調査票が残されている。

また、1945年8月1日現在の春夏作総合作付調査も施行されたが、敗戦の影響を受け統計にまで纏め上げられなかつた(前掲『農林行政史』第4巻)。前掲『総合作付実績調査票』(京都府庁文書)には、「昭和20年8月1日調査 春夏作総合作付実績調査表」が残されている。

6. 農地作付統制の実績

最後に戦時農地作付統制の結果、農業生産がどのように変化したのかを検討しておきたい。

1) 農業生産の変遷

表9が1932年-36年の5カ年平均(戦前水準)を100とした1945年と1955年の生産高指数であ

表8 1944年秋冬作総合作付割当 (1944年9月)

都道府県		麦類	蔬菜類	馬鈴薯	菜種	煙草	大麻	苧麻
北海道	森	14,350	4,320	8,910	1,760	350	920	
	手	35,010	4,404	4,222	150	1,900	800	37
	城	24,797	9,500	6,000	80	500	240	4
	田	5,500	4,785	3,016	50	250	150	9
	形	7,858	4,000	4,500	485	700	110	103
	島	42,175	7,314	8,535	950	4,300	260	160
	城	102,021	9,031	6,000	1,992	5,190	310	257
	木	77,240	6,436	5,327	230	4,640	5,513	64
	馬	61,132	7,988	7,052	523	120	850	14
	玉	69,310	16,491	7,282	1,100	90		
	葉	57,498	15,489	3,700	1,115	700		145
	京	6,843	12,704	4,600	18			
	川	26,840	10,033	3,200	300	530		11
	渴	16,285	13,881	5,500	1,240	210	1,180	101
	山	11,350	4,692	3,000	150	80	20	92
	川	12,434	4,164	1,879	95	120	200	800
	井	8,910	2,480	1,514	400	240	230	124
	梨	24,300	3,136	3,067	150	20	190	7
	野	46,801	7,987	6,484	399	110	2,000	30
	阜	35,500	5,168	3,000	1,550	30	410	52
	岡	49,189	8,731	4,290	400	380	20	14
	知	72,021	15,361	6,406	5,330	170	60	102
	重	40,000	7,092	2,427	3,500	230		20
	賀	22,600	2,876	1,380	5,300	40	100	23
	都	20,472	4,776	1,545	170	90	260	5
	阪	12,959	15,660	4,000	1,048	140		8
	庫	66,030	8,734	3,658	45	1,110	306	33
	良	18,928	3,270	1,642	149		20	5
	山	19,064	2,742	894	28	80		4
	取	14,740	2,810	1,420	250	285	95	81
	根	18,320	4,498	1,600	50	250	525	190
	山	69,257	5,879	3,387	136	1,670	403	290
	島	52,000	6,689	5,000	16	1,350	1,200	276
	口	46,356	5,995	2,000	600	600	51	331
	島	30,609	4,200	1,712	77	2,087		
	川	37,871	2,188	743		1,930		
	媛	45,500	5,116	1,694	139	1,210	60	156
	知	24,745	3,257	857	60	380	40	94
	岡	79,699	18,763	3,000	8,000	75	50	630
	賀	43,634	7,101	2,929	1,498	200		86
	崎	44,683	10,610	2,690	1,067	530	20	216
	本	102,697	7,773	2,193	1,683	1,050	800	1,052
	分	51,388	4,953	2,141	1,090	790	260	370
	崎	48,316	8,385	1,442	3,219	835	300	1,133
	島	86,429	9,409	3,343	11,473	4,300	170	1,159
	繩							
計 (全国)		1,803,661	330,871	159,181	58,065	39,862	18,123	8,288
実際の利用面積(全国)		1,484,441	284,264	133,257	27,812	30,159	12,807	3,108
割当との比較(全国)		-319,220	-46,607	-25,924	-30,253	-9,703	-5,316	-5,180
割当実行割合(全国)		82%	86%	84%	48%	76%	71%	37%

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書、『農商統計月報』77、1945年6月。

注1) 蔬菜類の合計は、原資料では332871町である。

2) 莖蕓の合計は、原資料では11542町である。

3) 飼料作物の合計は、原資料では111914町である。

4) 本表は『農地作付統制関係資料』の数値であるが、「実際の利用面積」は、『農商統計月報』77の秋冬作総合作付実績調査しもすべては一致しない。理由は不明である。

単位：町

蒟蒻	蘭	七島蘭	ケシ	除虫菊	薄荷	燕麦	緑肥作物	飼料作物	水稻苗代	
2						1,300	1,753	1,664	3,600	
2						309	11,968	5,111	3,200	
600						84	7,540	3,701	5,070	
							1,823	29,031	4,670	
4							15,970	21,050	4,910	
1,329	8					35	29,500	3,700	5,200	
903	10			10			9,190	165	4,760	
100							17,126	496	5,510	
2,330							7,474	389	1,749	
400				10			13,463	170	3,200	
48		23					5,460	250	5,150	
64							802	441	340	
47							1,264	108	840	
28							22,260	6,494	7,730	
	44						53,066	1,837	3,340	
	120						20,500	2,374	2,240	
1	10				15		10,200	800	2,080	
278							6,351	112	860	
163	20	3				32	19,746	1,000	3,549	
110							9,467	3,133	3,133	
831	54	151	25				8,964	845	2,400	
73	4		70		15		16,822	569	3,730	
330			20				10,000	930	2,940	
15	3						16,500	231	2,740	
129							2,138	572	1,620	
4		400					338	99	1,440	
189	40		30				7,395	1,704	4,090	
87	2		10				2,540	30	1,230	
196		1,383		200			649	268	1,120	
4							5,043	3,926	1,700	
98	100						16,864	1,530	2,413	
598	697		22	486	42		5,198	2,148	3,608	
444	746		20	1,400	10		8,000		3,020	
400				150			5,632	2,491	3,120	
200				10			2,629	860	1,250	
19	6		15	600			2,039	125	1,590	
430			4	772			5,901	1,564	1,830	
318	156	14					9,361	826	1,580	
237	250	25	10				4,000	1,000	4,310	
17		15	20	9			4,764	1,457	2,527	
6				100		150	3,565	581	1,360	
132	400	235				311	10,731	1,956	4,110	
271		1,110		50			68	6,940	651	3,000
78							3,056	11,043	2,980	3,068
29	43	77				1,583	30,000	2,546	2,780	
11,544	2,713	1,653	2,049	3,807	52	6,928	461,979	111,915	133,707	
6,076	1,261	1,180	1,240	2,611	31	5,560	301,884	40,110	124,113	
-5,468	-1,452	-473	-809	-1,196	-21	-1,368	-160,095	-71,805	-9,594	
53%	46%	71%	61%	69%	59%	80%	65%	36%	93%	

による数値である。ただし、鹿児島を含まない。『農商統計月報』77所収の府県別割当面積は『農地作付統制関係資料』と必ず

表9 戦時戦後における主要作物の生産高推移

200-	南瓜	苧麻	* 甘藷	* 馬鈴薯	* 落花生	* 甘藍	* 玉葱	* 林檎
	綿	亞麻	* 菜種	* 煙草	* 牛乳	* 隱元豆	* 苧麻	
150-200	* 陸稻	* 大麦	* 大豆	* 小豆	* 南瓜	* 蕃茄	* 人参	* 桃
140-150	牛	* 裸麥	* 玉蜀黍	* 稗	* 胡瓜	* 蜜柑		* 製茶
130-140	馬鈴薯	* 水稻						* 牛
120-130	* 小麦	* 葱	* 牛蒡	* 亞麻	* 干瓢			* 胡麻
110-120	甘藷	人参	* 葡萄	* 柿				
100-110	甘藍	玉葱	* 茄子	* 燕麥				
90-100	* 西瓜	* 大根	* 蘭	* 菊芋	* 七島蘭			
80-90	小麦	裸麥	胡瓜	蜜柑	* 稗	* 鶏	* 綿	
70-80	大麦	蕃茄	葱	牛蒡	馬	鷄卵	* 里芋	* 日本梨
60-70	水稻	黍	茄子	桃	牛乳	甘蔗	* 馬	
50-60	大豆	落花生	大根	里芋	林檎	葡萄	柿	製茶 燕麥 胡麻 * 行李柳
40-50	玉蜀黍	稗	蕎麥	煙草	* 粟	* 蕎麥	* 蚕豆	* 薄荷
30-40	粟	小豆	日本梨	大麻	菊芋	行李柳	除虫菊	* 蘭
20-30	陸稻	蚕豆	豚	鶏	繭	隱元豆	七島蘭	* 除虫菊
10-20	菜種	蘭	薄荷	干瓢	* 大麻			
0-10	西瓜	* 甘蔗						

出典：加用信文監修『都道府県農業基礎統計』農林統計協会、1983年。

注：1) 1932年-1936年の5年間平均を100とした場合の1945年・1955年の指數。

2) 無印は1945年、*印は1955年。

3) 落花生、煙草、牛、鶏、牛乳、胡麻、干瓢は1946年の数値である。

4) 干瓢は栃木県の数値である。

る。最初に1945年をみておくと、明らかに戦前水準以下の作物が多いことが分かる。戦前水準より生産高を増加させているのは、纖維資源の苧麻、綿、亞麻、食糧農作物の馬鈴薯、甘藷、必需蔬菜の一部(人参、甘藍、玉葱、南瓜)、並びに畜産物(牛)であった。いずれも増産政策がとられていたものであった。ただし、食糧農作物として指定された水稻、麦、大豆は必ずしも生産がふるわなかつた(1)。逆に制限農作物とされた桑樹(繭)、茶樹(製茶)、薄荷、煙草、果樹は軒並み生産高を大きく落としている。特に繭・薄荷の生産高は戦前水準の4分の1以下と大きく落ち込んだ。整理転作が強行された果樹も、蜜柑、桃、林檎、葡萄、日本梨、柿など、かなり生産額が縮小している。

そのほか、抑制作物として都道府県によって制限された西瓜、蘭、干瓢、除虫菊、蚕豆、蕃茄、菊芋、杞柳、落花生なども例外なく生産高を激減させている。軍需用農作物として中途から政策転換した葡萄・蘭・繭・菊芋・除虫菊なども、すべて戦前水準の4割以下の生産高であり、生産を回復するまでに至らなかった。

このような戦時期の各作物の盛衰は、公定価格の設定(一般的に重要作物の公定価格を引上げ、不急作物を引下げる政策をとった)や肥料・農薬な

どの資材不足(米麦への資材の傾斜的配分)や輸出入環境の変化、化学的な代替品の登場などによって左右されるのであるが、かなりの程度人為的な農地作付統制によって説明できると考えられる(2)。

次に、表9で各作物が敗戦後どのように推移したのかを確認しておきたい。表9の*印が戦前水準を100とした1955年の生産高指數である。一見して多くの農作物が生産高を伸ばしていることがわかる。戦前水準と比べ大きく生産高を伸ばしているのは、林檎・桃・蜜柑などの果樹類や甘藷、馬鈴薯、麦類、茶、蔬菜類などであった。逆に生産高が停滞ないし減少しているのは、綿、繭、除虫菊、薄荷、粟、蕎麥などであった。

以上を踏まえると、農地作付統制前後の各農作物の盛衰に関して、次の4つの類型に整理することができよう(3)。第1類型は、戦時期に、農地作付統制などによって生産を減退させるものである。多くの農作物がこの1類型に属するのであるが、さらにこのグループは、戦時期に一時的に減少するが、戦後再び戦前水準を回復し、それを越えて発展していくもの(1-1類型)と、戦後も戦前水準に回復しないまま衰退していったもの(1-2類型)に分けることができる。前者の1-

1類型には、胡瓜、西瓜、茄子、蕃茄、葱、牛蒡、蒟蒻、蜜柑、林檎、葡萄、日本梨、桃、柿、大豆、小豆、落花生、茶、煙草、蘭など多くの農作物が該当する。特に、戦時期に制限・抑制された果樹、茶、西瓜、蘭などは戦後に生産をいち早く回復し、戦前水準を越えて発展していく。1-2類型は、蘿、除虫菊、薄荷、粟、蕎麦などである。このうち、除虫菊、薄荷は最盛期には世界総生産の8割をしめた重要輸出品であったが、農地作付統制と貿易途絶により戦時期に大きく生産が減退した。戦後は化学的に代替品が工業生産されるようになり、生産が戦前水準を回復しないまま衰退してしまった。蘿も基本的に同様の衰退過程をたどった。粟、稗、蕎麦も、すでに明治・大正期以降生産高を減少させてきていた衰退作物であった。この1-2類型の作物は、すでに衰退過程に入っているか、代替品との競合や輸出減少・途絶などで市場を失っていった作物で、戦時期の農地作付統制でそれが早められたとはいえ、早晚衰退していく作物であった。

第2類型は、戦時期に生産高を増加させた農作物である。食糧農作物や繊維資源などがこの類型に属するが、このグループは、さらに戦後そのまま生産高を維持、あるいは増加させていくものと戦後すぐに衰退していくものとに分けることが出来る（以下、前者を2-1類型、後者を2-2類型とする）。2-1類型は、戦時食糧政策により増加し、戦後もそれを維持、あるいは戦前水準を超えて増加していくものであるが、これには麦類や甘藷、馬鈴薯などが属する。水稻は、戦時期にやや生産高を落とすが、基本的に同類型である。2-2類型は、大麻、苧麻、亜麻、綿の繊維資源に特徴がある。これらの作物は、明治期（大麻、苧麻、綿）や大正中期（亜麻）に最盛期を迎えた作物で、戦前期にはすでに衰退過程にあったが、戦時繊維資源として増産政策がとられたものであった。しかしながら、戦時期に急増したものの、戦後には輸入品や合成繊維などと競合し、急速に衰退していった。

(1) ちなみに1945年は全体的に作柄が悪かった。したがって、そのバイアスが生じている。なお、以下農作物の数値は、前掲『都道府県農業基礎統計』による。

(2) 斎藤晴造氏は、戦時下農業生産統制は農地作付統制よりも公定価格操作に依存していたとしているが（斎

藤前掲論文、43頁）、戦時下の闇価格の広範な存在を考えると、公定価格操作が効を奏したとは考えにくい。

(3) 戦前戦後の変遷については、農林省農林水産技術会議編『戦後農業技術発達史』6（農林統計協会、1971年）を参照した。

2) 主産地の変化

次に、農地作付統制による作物の主産地の変化をみておきたい。この点は、人為的な作付転換が強行された果樹園整理において典型的に表れた。以下では、蜜柑と梨について、この点をみておきたい。

戦時中の果樹園整理による食糧農作物増産という国策のなかで、当時の知事など地方行政官は、果樹園伐採による主要食糧の飛躍的増産という手柄をたてることに腐心していた。したがって、このような知事をはじめとした行政側と果樹園整理を出来るだけ阻止したい果樹農家との駆け引きが、果樹園伐採の度合いを大きく左右した。

ア) 蜜柑園整理 蜜柑園整理では、大量伐採を回避した静岡・広島と大量伐採が断行された和歌山・大阪とが大きく明暗を分け、愛媛がその中間的存在であった。この5府県の1945年の生産量は、1940年の静岡92%、広島106%、和歌山38%、大阪34%、愛媛63%であった。静岡で大量伐採を回避した要因は、全柑橘園転換案を唱える知事やその他県庁の役人を、県購連会長や蜜柑園を經營する衆議院議員らが熱心に説得したことにある。知事らがその説得を受け入れ、鉄道沿線の平地柑橘園を整理するに止まつたのである（1）。広島も、詳しい事情は分からぬが、統計をみる限り大きな打撃を受けていない（2）。

これとは逆に、知事の指示により1943年度のみの大量伐採を行ったのが、愛媛であった。1943年7月就任の相川勝六愛媛県知事は、「新官僚」と目された人物で、知事赴任前には大政翼賛会実践局長をつとめていた。果樹園整理など国策遂行に強い指導力を發揮した「強力知事」であった（3）。1943年度には農林省から果樹園面積1割整理の割当があったが、相川知事は1割では少ないとして果樹園2割の伐採を指示した。県庁では、それに基づいて、一部を平坦地果樹園の全面整理、大部分を傾斜地果樹園の隔離伐採として郡別に割当て、整理を断行したのである。この整理事業に際して

は、相川知事自らも農村を巡回する熱意をみせ、県庁の指示どおりに伐採を進めない果樹農家に対しては、駐在所巡査、翼賛壯年団、青年団、消防団などが、1本、1本サシをもって測り、ノコで根元から切ったという。明治以来増加の一途をたどってきた愛媛蜜柑生産はこのとき初めて減少に転じた。1944年度の整理に際しては、前年度に農林省割当の2倍の整理を断行したから、今年度の整理は不要であるということで整理を見合わせた。すでに相川知事は1944年4月に厚生次官に転出しておらず、1944年度整理当時は新知事に交替していたのである(4)。知事が交代していたことが、2年連続の大量伐採から愛媛蜜柑園を救うことになり、結果的に全国平均並みの伐採で終わることが出来た理由であった。

和歌山の大量伐採の事情についてはよく分からぬが、その一因として、全園整理対象の水田果樹園が他地域よりも多かったことがあげられる(5)。

このように、知事をはじめとした行政側と果樹生産農民との駆け引きで果樹園伐採の度合いが大きく左右されたのである。この蜜柑園整理度合いの相違が、戦後蜜柑産地の再編成を促すことになった。静岡と広島は、敗戦直後は生産高を減らしたもの、その後の立ち直りは早かった。ところが、徹底した整理がなされた和歌山と大阪では、容易に立ち直ることができなかつた。和歌山と大阪は明治期には全国生産高第1位と第2位をほこるの蜜柑の名産地であったが、戦時期の大量伐採がひびき、和歌山は戦前水準への復興に長い時間を要し、大阪は戦後生産が低迷したままで、結局蜜柑名産地の地位を回復することは出来なかつたのである(6)。

イ) 梨園整理 1940年における梨の府県別生産高をみると、静岡が第1位で、鳥取は第5位、鳥取の生産量は静岡の半分程度であった。戦時期の梨園整理をはさんで、戦後の状況は大きく変わる。梨園整理では、鳥取と静岡、神奈川、大阪とは明暗を分けた。1945年の生産高は、1940年の鳥取61%、静岡13%、神奈川7%、大阪7%であり、静岡、神奈川、大阪は壊滅的打撃を受けた。要因は、鳥取の梨園が傾斜地に多く、静岡や神奈川では水田栽培が多かつたことによる。果樹園整理は平地作付園が中心的な対象となつたからである。

戦後、梨生産では、鳥取が急成長を遂げるが、打撃が大きかった静岡、神奈川、大阪3府県とも、戦後立ち直ることは出来なかつた。特に、戦前の梨生産高第1位の静岡は、志太ナシや富士ナシの生産県として全国的地位を誇っていたが、戦後の梨生産は一気に衰退してしまつたのである(7)。

このように戦時中の果樹園整理は、戦後の主産地の変遷に少なからぬ影響を与えた。戦前の蜜柑名産地大阪がその地位から転落し、梨の名産地静岡が戦後その地位を鳥取に取つて代わられたことに、それは端的に表れていた。その意味でも戦時農地作付統制は無視できるものではなかつたのである(8)。

(1) 『静岡県柑橘史』静岡県柑橘販売農業協同組合連合会、1959年、452-454頁、601-612頁。

(2) 広島の事情は必ずしも明確ではない。1943年12月に広島県農務課懇談会が開催され、各町村の柑橘園2割を伐採(古木、幼樹)し、麦・雑穀・甘藷・馬鈴薯・南瓜を栽培することが通達され、翌年1月には3月末までの伐採割当数量が市町村に指示された(『豊町史』本文編、2000年、713-714頁、「三月末までに整理」『中国新聞』昭和19年1月14日)。新聞記事によると、その後、各地で果樹園整理が実行されたと思われる(たとえば、「不急作物の転換へ 果樹園は約5割程度の減段か」『中国新聞』1944年1月29日、「不急作物の転換協議会」『中国新聞』1944年2月4日、「不急作物転換へ 張切る生口島地方民」『中国新聞』1944年2月6日、「果樹園、晴れのお召し」『中国新聞』1944年2月7日、「作付転換の補助金 広島県 金額標準を発表」『中国新聞』1944年2月19日、「果樹王国は昔の夢 広島高須地区掘取作業今月中に完了」『中国新聞』1944年3月8日)。広島県信用農業協同組合連合会『広島県農業発達史』第2巻(1962年、411頁)は、「ついに本県は主要食糧確保のため、虎の子のように何十年がかりで大切に育成してきた果樹園は、強制的に伐採整理を命ぜられ、全国中一番ひどい取扱いを受けた」としている。村上節太郎『柑橘栽培地域の研究』(1966年、60頁、142頁)も同様の評価をしている。しかし、広島の場合、統計をみる限りでは、生産高は減少していないのである。1945年の生産高は1940年の106%であり、ほぼ生産高を維持しているとみざるをえない。大長村役場統計でも生産高や作付面積は増加しており(『豊町史』2000年、548頁)、局的には別にしても、統計をみる限り広島全体としては整理事業の影響が大きかったとは考えられない。

- (3) 安藤良雄「日本戦時経済と“新官僚”」高橋幸八郎他編『市民社会の経済構造』有斐閣、1972年、戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年。相川知事は、9ヶ月間という短い在任ながら「大水害に捨て身、残した数々の功績」と新聞が称える如く強い指導力を發揮した「強力知事」であった（「社説 相川知事を送る」「愛媛新聞」1944年4月19日、「去る相川さん」「愛媛新聞」1944年4月20日）。
- (4) 以上、『愛媛県果樹園芸史』愛媛県青果農業協同組合連合会、1968年、232頁、289頁、『愛媛県果樹園芸史編纂座談会記録』愛媛県青果農業協同組合連合会、1968年、19頁、102頁、133頁。「手ぬるい果樹園の整理 県が督促」『愛媛新聞』1944年3月27日などの一連の新聞記事。
- (5) 的場徳造『我国蜜柑の経済研究』農林省農業総合研究所、1951年、102頁。戦時中における栽培面積減少の原因については、作付転換、労働力・肥料・資材の不足が考えられるが、和歌山でのアンケート調査では作付転換が最も大きな要因となっている（岡本啓志「和歌山県に於ける柑橘栽培の変遷」「和歌山大学学芸学部紀要人文科学』7、1957年）。
- (6) 前掲『静岡県柑橘史』606頁。的場前掲書101—102頁。
- (7) 以上、『鳥取二十世紀梨沿革史』鳥取県果実農業協同組合連合会、1972年、315—322頁、『神奈川県柑橘史』神奈川県柑橘農業協同組合連合会、1974年、362頁。
- なお、前掲『昭和19年果樹整理計画』（農林省文書）には、農商省からの照会に対する都府県からの1943年度果樹整理計画見込案がある。表10が、梨と柑橘についての上記関係諸県の整理案である。大阪は未報告のため除く。実際には、この後調整による変更があったと思われるが、参考までに掲示する。
- (8) ちなみに、西瓜であるが、西瓜と甜瓜は、統制の第

段階から代表的な抑制作物として知事の指定を受け、1944年の農地作付統制規則改正（第4段階）からは制限農作物として農林大臣の指定を受けた。花卉、草苺、庭園樹と並ぶ代表的な不急不要作物であった。果樹など多年生の竹木類と違い一年生の果実的野菜であったため、作付転換も容易で、徹底した制限を受けた。統計の関係から西瓜をみると、1945年の全国作付面積と収穫量はともに1940年の5%であり、戦時中の作付統制がいかに厳しかったかがわかる。したがって、西瓜生産は壊滅的な打撃を受けた。特に、戦前西瓜生産の上位県であった高知、千葉、茨城、奈良の各県は、1940年収穫量の1%前後以下と壊滅した。このうち、高知と奈良は戦後も容易に戦前水準の生産量に回復できなかつた。「大和西瓜」で名声をはせた奈良は、戦時作付統制を契機にその地位を一気に失うことになったのである（鈴木栄次郎『大和スイカ全編』富民協会、1971年など）。奈良については、前掲『時局政策の小作料に及ぼしたる影響』は、「…更ニ昭和十八年八月第二次食糧増産対策ノ実施ト相俟ツテ昭和十九年年度ニ於テハ西瓜、甜瓜等四種類ノ農作物ハ昭和十八年度ノ半減トナシ且花卉、苺ノ田ニ於ケル栽培ハ全然之ヲ許可セザル事ニ相成リタルモ決戦下ノ食糧事情ニ依リ本年二月一日更ニ西瓜、甜瓜ノ栽培ハ全廃セシメ…」と述べている。

おわりに

「はじめに」で述べたように、大内力氏は農地作付統制について、「たとえば作付統制などはほとんど効果をもたなかった」(1)という評価を下していた。このような評価の妥当性を検討するために、本稿では、次の3つの課題を設定した。

第1に農地作付統制政策自体の政策変遷を明らかにすることである。従来の研究では、農地作付

表10 果樹整理見込面積（1943年度）

単位：反

	全整理		隔畦抜株	
	梨	柑橘	梨	柑橘
神 奈 川	916	1,905		
静 岡	2,350	5,660		500
和 歌 山	78	2,187		
鳥 取	320			
広 島	21	1,088	540	13,172
愛 媛	123	2,234	1,647	6,407

出典：『昭和19年果樹整理計画』農林省文書。

統制の政策変遷すらも十分に明らかではなかったのである。本稿では、農林省文書、府県庁行政文書、公報などにより、戦時期における農地作付統制を、農作物作付制限規則の段階(第1段階)、農地作付統制規則の段階(第2段階)、第2次食糧増産対策要綱による作付統制の強化の段階(第3段階)、農地作付統制規則の改正と綜合作付割当の段階(第4段階)の4段階に区分して、それぞれの段階の政策内容と特徴を明らかにした。特に、当初は制限・抑制作物であったものが、繊維資源と兵器・作戦用軍需作物の不足から特用農産物へと大転換していった作物があったこと(つまり農地作付統制が特定作物の統制強化という一本調子のものではなかった点)や、最終段階には全面的統制を意味する作付割当にまで立ち至っていた点には注目すべきであろう。

第2は農地作付統制の実態を把握するという課題である。これは主に統計資料に依拠せざるを得なかつたが、農地作付統制のもたらした結果は確認することが出来た。制限・抑制作物が人為的に減少させられていったことや、逆にすでに衰退過程に入っていた作物(繊維資源が典型)が人為的に増加させられていったことが確認できた。つまり、少なくとも「作付統制などはほとんど効果をもたなかつた」ということではなかつたのである。

第3は戦後農業生産との関連である。1年生作物の場合には、戦後農業生産に与える影響は比較的少なく、商品生産農業再生への可能性が大きかつたが(2)、果樹などの多年生作物の場合にはその後に大きな影響を与えた。戦前の蜜柑名産地大阪がその地位から転落し、梨の名産地静岡が戦後その地位を鳥取に取って代わられるなど、農地作付統制は戦後主産地の大変動をもたらしたのである。この点からも「作付統制などはほとんど効果をもたなかつた」ということでは決してなかつたのである。

(1) 大内力『農業史』東洋経済新報社、1960年、278頁。

(2) たとえば、戦時期の農地作付統制によって田畠輪換が崩れた奈良では、戦後しばらくすると田畠輪換や都市向野菜生産が復活した。「戦時中になると、「農地作付統制」が敷かれ、不急不要農作物の作付けは極度に制限された。田畠輪換はほとんど姿を消し、イネ・ムギ二毛作が主となる。戦後、食糧事情が緩和し始めた昭和24年

には野菜、25年には肥料・農薬などの統制があいついで撤廃され、田畠輪換や水田三毛作による商品野菜生産が復活するのである」(宮本誠『奈良盆地の水土史』農山漁村文化協会、1994年、219頁)。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)「日本における戦時体制期・戦後改革期の農地政策に関する実証的研究」(研究代表者坂根嘉弘、課題番号11630081)による研究成果の一部である。

表7 1944年度整理転換計画表（1944年5月9日照会分）

A. 桑樹整理転換計画（1944年度）

単位：町

都道府県	面積	7月	8月	9月	10月	11月	12月	転換面積	改植面積	
北海道										
青森	710			355	355			460	250	
岩手										
宮城	1,395			695	700			895	500	
秋田	3,110	1,210		50	200	1,650		1,710	1,400	
山形	2,400			900	1,500			1,500	900	
福島	440	255	90	20	75			290	150	
茨城	4,350			2,000	2,350			2,500	1,850	
栃木	6,260			4,500	1,760			4,460	1,800	
群馬	1,260	500	560		200			1,060	200	
埼玉	2,895			1,400	1,495			2,205	690	
千葉	690	190		500				590	100	
東京	240			140	100			140	100	
奈良										
新潟	2,400			1,200	1,200			1,600	800	
富山	2,000			1,000	1,000				2,000	
石川	1,765		365	800	600			1,165	600	
福井	1,250			1,000	250			840	410	
山梨	2,515			1,260	1,255			1,665	850	
長野	600	600							600	
岐阜	165			100	65			115	50	
静岡	700	40	180	240	240			500	200	
愛知	255			55	200			205	50	
三重	240		240					220	20	
滋賀	175				175			155	20	
京都	500	150		100	250			400	100	
大阪	30			10	20			30		
兵庫	410	70		340 ⁽¹⁾				310	100	
奈良	155			50	105			105	50	
和歌	75	35		15	25			45	30	
鳥取	545	185	55	55	100	150		395	150	
島根	75			40	35			45	30	
岡山	540	140			400			340	200	
香川	150			150					150	
愛媛	295	125	20	30	60	60		245	50	
高知	225	100	20	15	35	55		125	100	
福岡	195	40	20	50	85			145	50	
佐賀	815	215			600			415	400	
長崎	200				200				200	
熊本	400				400			300	100	
大分	375	100			175	100 ⁽²⁾		275	100	
鹿児島										
沖縄	計	40,800	3,915	805	1,360	17,405	17,215	100	25,450	15,350

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

注：岡山県の(1)は原表では240町となっているが、340町が正しい。鹿児島県の(2)は翌年2月50町、3月50町の計画である。

B. 果樹整理転換計画 (1944年度)

単位：町

都道府県	面積	桜桃	枇杷	梨	桃	苹果	無花果	栗	柿
北海道									
青森	830	15.2		80	28.8	706			
岩手	20			5		15			
宮城									
秋田	20	2.1		11.6	1.5	4.1			
山形	354.5	83		193.3	37.8	13.9			26.5
福島	273	118		85	36	4			30
茨城									
栃木	24			20.5	3		0.5		
群馬	158			50	48				
埼玉	40		12	20	4.1		0.9		50
千葉	70			50	20				2
東京	90				30				
新潟	110	10		26	60	7	7		
富山	59			27	16	6			10
石川	8			3.08	2.34				2.58
福井	40	30							10
長野									
岐阜	55		1	10	2	5	1		36
静岡	80			20	10				
愛知	125		5	15	40				65
三重	20		2	9	3				1
滋賀									
京都	90			30	37		1	2	10
大阪	286			81	81		31		2
兵庫	83.8		2.2	12.8	10.2	0.1	5.5		27.1
奈良	193.3			42.4	76		0.1		74.8
和歌	44.6				4				9.6
鳥取	9			8					1
島根	5			5					
岡山	238		1	52	123		19		40
広島	169		42		42		27		48
山口	3								
徳島	30		3	10	5				7
香川	100			5	15	15			65
愛媛	330.3		4.4	16.9	3.9		1	1.4	31
高知	35			15	10				5
福岡	100				98		2		
佐賀	50		30						
長崎	5								
熊本									
大分									
宮崎									
鹿児	30		4						
沖縄									
計	4,178.5	258.3	111.6	898.58	847.64	776.1	94.6	4.8	553.58

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

注1) 原資料には、高知県の「李」に「1」が入っていたが、誤植（この「1」を削除すれば合計数値が一致するため）と判断

2) 原資料の「計」は再計算し直した。

単位：町

柑橘	李	梅	杏	7月	8月	9月	10月	11月
				15.2	452.4		362.4	
				20				
0.7				3.6	0.7	15.7		
				83	37.8	73.9	159.8	
				8	110	36	4	115
1	10			28	70	3 60	21	
						6.1	33.9	
60				30	30	10	10	20
					60	34		16
						38	6	15
				0.3		0.7	1.28	5.72
						20		20
50					1	2	4	48
						50		30
5				15	37.2	2	28.3	42.5
						20		
8	2			10	5.5	34.5	26.9	13.1
88		3			61		120	105
24.5	1.2		0.2			12.4	29.8	41.6
				86	0.1	42.4		64.8
31				44.6				
						8		1
10	3	3			2		3	
					61.4	62.5	45.1	69
								169
5				3				
271.7				15	15	8	5	17
5				7.5	7	10	15	45
						5.3	27.7	282.8
						10	15	10
							100	
20						25		25
5							5	
25	1					5		25
612.2	17.9	3	0.2	161.4	584.9	938.5	780.98	1,712.72

し削除した。

C. 茶樹整理転換計画 (1944年度)

単位：町

都道府県	面積	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北海道							
青森	20			10	10		
岩手	30		30				
宮城	5			5			
秋田	25		10	15			
山形							
福島							
茨城							
栃木							
群馬							
埼玉							
千葉							
東京							
神奈川							
新潟							
富山							
石川							
福井							
山梨							
長野							
岐阜							
静岡							
愛知							
三重							
滋賀							
京都							
大阪							
兵庫							
奈良							
和歌							
鳥取							
島根							
岡山							
広島							
山口							
徳島							
香川							
愛媛							
高知							
福井							
佐賀							
長崎							
熊本							
大分							
宮崎							
鹿児							
沖縄							
計	975	30	72	78	760	35	

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

D. 務務動員計画（1944年度）

都道府県	桑 樹				果 樹				
	整理面積	所要人員	自給可能人員	供給人員	整理面積	所要人員	自給人員	供給人員	
北海道					830.0	166,000	99,600	66,400	
青森県					20.0	5,000	4,000	1,000	
岩手県	710	106,500	90,250	16,250					
宮城県					20.0	4,000	4,000		
秋田県	1,395	209,250	132,525	76,725	354.5	53,175	47,857	4,318	
山形県	3,110	466,500	449,000	17,500	273.0	107,200	107,200		
福島県	2,400	408,000	350,000	58,000					
茨城県	440	66,000	40,000	26,000					
栃木県	4,350	652,000	550,000	102,000	24.0	1,695	1,695		
群馬県	6,260	1,878,000	1,500,000	378,000	158.0	77,000	67,000	10,000	
埼玉県	1,260	189,000	149,600	39,400	40.0	10,500	10,500		
千葉県	2,895	434,250	250,000	184,250	70.0	17,500	10,000	7,500	
東京都	690	103,500	50,000	53,500	90.0	11,100	3,520	7,580	
新潟県	240	43,200	43,200		110.0	27,430	27,430		
富山県					59.0	14,300	14,300		
石川県									
福井県					8.0	968	968		
山梨県	2,400	360,000	180,000	180,000	40.0	10,000	8,000	2,000	
長野県	2,000	400,000	200,000	200,000					
岐阜県	1,765	264,750	185,350	79,400	55.0	22,000	13,200	8,800	
静岡県	1,250	187,500	150,000	37,500	80.0	20,000	16,000	4,000	
愛知県	2,515	671,250	294,000	377,250	125.0	35,000	23,750	11,250	
三重県	600	90,000	50,000	40,000	20.0	4,000	3,000		
滋賀県	165	24,750	16,900	7,850					
京都府	700	105,000	59,870	45,130	90.0	29,000	16,937	12,063	
大阪府					286.0	71,500	40,500	31,000	
兵庫県	255	53,500	50,000	3,500	83.8	24,140	19,340	4,800	
奈良県	240	36,000	25,200	10,800	193.3	40,660	28,760	11,900	
和歌山県	175	56,000	22,400	33,600	44.6	13,160	5,544	7,616	
鳥取県	500	75,000	55,000	20,000	9.0	1,170	710	460	
島根県	30	45,000	40,000	5,000	5.0	1,250	1,250		
岡山県	410	61,500	49,200	12,300	238.0	30,845	24,676	6,169	
広島県	155	31,000	31,000		169.0	48,750	48,750		
山口県	75	11,250	5,400	5,850	3.0	330	330		
徳島県	545	81,750	50,000	31,750	30.0	12,000	12,000		
香川県	75	15,000	15,000		100.0	16,000	14,100	1,900	
愛媛県	540	108,000	108,000		330.3	99,090	34,590	64,500	
高知県	150	22,500	15,000	7,500	35.0	7,000	3,500	3,500	
福岡県	295	32,950	26,360	6,590	100.0	19,000	13,200	5,800	
佐賀県	225	45,040	27,040	18,000					
長崎県	195	58,500	58,500		50.0	19,000	19,000		
熊本県	815	122,250	100,000	22,250	5.0	1,250	1,250		
大分県	200	30,000	25,000	5,000					
宮崎県	400	60,000	44,000	16,000					
鹿児島県	375	56,250	32,250	24,000	30.0	6,050	4,235	1,815	
沖縄県	計	40,800	7,660,940	5,520,045	2,140,895	4,178.5	1,027,063	750,692	274,371

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

単位：町、人

茶樹			
整理面積	所要人員	自給人員	供給人員
20	5,000	5,000	
30	9,000	8,000	1,000
5	1,500	1,500	
25	7,500	7,000	500
10	2,000	1,200	800
640	128,000	100,000	28,000
5	1,750	1,750	
40	8,000	6,000	2,000
25	2,250	1,000	1,250
50	15,000	6,000	9,000
20	5,000	1,250	3,750
10	2,000	1,000	1,000
5	1,000	1,000	
5	2,000	2,000	
10	3,000	1,500	1,500
10	2,000	1,200	800
5	500	500	
10	2,000	1,000	1,000
15	3,750	3,750	
35	19,250	13,475	5,775
975	220,500	164,125	56,375

E. 跡作物作付計画（1944年度）

都道府県	桑樹		
	作付面積	大麦	小麦
北海道	710	360	250
青森県	501.2	200	301.2
岩手県	3110		500
宮城県	2040	440	1035
秋田県	365	300	65
福島県	4350		
茨城県	6260	3000	1760
栃木県	1180	660	520
群馬県	2550	250	250
埼玉県	690	100	50
千葉県	240	70	70
東京都			50
神奈川県			
新潟県	2000	800	1000
富山県	1000		
石川県	1465	568	586
福井県	1045	200	300
長野県	2515	660	1330
岐阜県	300	150	150
静岡県	115	50	65
愛知県	500	50	50
三重県			
滋賀県	255	50	95
京都府	240		200
大阪府	155		55
兵庫県	400	50	65
奈良県	30	10	20
和歌山県	310		210
鳥取県	155		100
島根県	75		79
岡山県	545		45
広島県	75		45
山口県	440		345
徳島県	150		35
香川県	270		260
愛媛県	225		100
高知県	195		100
福井県	815		215
佐賀県	200		200
長崎県	300		200
熊本県	275		100
大分県			175
宮崎県			100
鹿児島県			
沖縄県			
計	36,046.2	7,968	10,297.2
			2,498

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

桑樹					果樹				
大豆	小豆	甘藷	馬鈴薯	蔬菜	作付面積	大麥	小麦	裸麥	大豆
					830	462.6	352.4		
					20	10	10		
					100				
					20				
					354.5				
500	200	250	500	1,160	273	137.8			
				150					
				100					
80				285					
				4,350	24	5	19		
					1,500	20	40		
					40	17	23		
					2,050	10	10		
					490	15			
					100	18	16		
					59	20			
					8	1	4.63		
					200	10	20		
					1,000				
					165	33	22		
					545	10	20	10	
47				255	125	1	1.2		
					20		15	5	
					400	90	15.7	5	
						286	50	50	
					60	83.8	76.8		
					40	193.3			
						44.6	14	16	
					100	9	4	5	
						5			
						238	88.1	26	
					76	169			
					30	3		3	
						30		30	
						100	47	53	
130				50	330.3	100	168.3		35
					35	15	20		
70				20	100				
70				85	50				
					5				
					30				
							5		
720	200	427	5,265	8,671	4,178.5	770.4	1,252.23	444.3	35

単位：町

蕎麦	蔬菜類	作付面積	茶樹				
			大麦	小麦	裸麦	大豆	馬鈴薯
15							
3.6							
33.7							
30							
159							
		20	5	10			5
98		30					30
		5	5				
50		25	5				20
75							
76							
39							
1.07	1.3						
	10						
		10	10				
		640	40	300	200		100
40		5					5
122.8		40		40			
		25		6			19
69.3		50		20			30
186							
7							
193.3		20		20			
14.6							
		10				10	
123.9							
169		5			5		
		5			5		
27							
		10		5	5		
100		10				10	
		5		5			
7		10			10		
		15		8	7		
25		35		20	15		
34.77	1,641.8	975	65	434	257	10	5
							204

F. 不急作物の整理転換計画・跡作物作付計画（1944年度）

都道府県	面 積	不急作物の整理転換計画							
		西瓜	胡瓜	越瓜	草莓	花卉	フキ	筍蜀黍	薯蕷
北海道	300	150	130	8	12				
青森県	80	30	40			10			
岩手県	115	34	42		15		24		
宮城県									
秋田県	30.5	30.5							
山形県	65	25				10			
福島県	596.7	100		50	22.3	14.9		144.4	
茨城県									
栃木県	230	170	60						
群馬県									
埼玉県	900	500	160		40	200			
千葉県									
東京都	660	363	285		2	10			
新潟県	220	220							
富山県									
石川県	90.84	63.06	20.95		4.3	2.53			
福井県									
山梨県	300	110	35	30		75			
長野県	60	50	1		8	1			
岐阜県									
静岡県	370	180	120		15	55			
愛知県									
三重県	110	70	35			5			
滋賀県	162.9	90.6	29.3		3	40			
京都府	408	107	60		20	216			
大阪府	140				62	78			
兵庫県									
奈良県									
和歌山県	40	35	5						
鳥取県	113	100	13						
島根県	160.7	82.3	4.3	8.7	7.2	2.2		1	46.7
広島県	120	50	30		20	20			
山口県	505.6	243.1	58.8		24.8	29.4	22.2		15.7
徳島県	280	124	40	20		4			50
香川県	15					15			
愛媛県	150	137	5.7			7.3			
高知県					25				
福井県	25								
佐賀県	50	30	20						
長崎県									
熊本県	638	400	50	32		21		90	
大分県									
宮崎県	10	10							
鹿児島県	130	110	10			10			
沖縄県	30	30							
計	7,106.24	3,644.56	1,255.05	148.7	280.6	826.33	46.2	234.4	16.7
									96.7

出典：『農地作付統制関係資料』農林省文書。

注1) (1)は原資料では27.5町であるが、227.5町の誤りと思われる所以、訂正した。

2) 京都府の「不急作物の跡作物作付計画」のうち、大麦、小麦、裸麦、甘藷、馬鈴薯、水稻、陸稻は不明である。「計」は計算し直した。

単位：町

		不急作物の跡作物作付計画										
番椒	其ノ他	大麦	小麦	裸麦	甘藷	馬鈴薯	水稻	陸稻	大根	漬菜	蔬菜	
		300							35	45		
		34	22						30	29		
		10	12.5						8			
		30									35	
37.6	227.5 ⁽¹⁾					440					156.7	
						98			132			
							620				280	
		70	60						51	221	258	
		5					5	200			10	
						15.16		31.58		0.5	1.5	42.1
		50					30				270	
		32	28									
		84	180	51							55	
									105	5		
									10	20.2	99.6	
		5							96	312		
									41.7	20.7	77.6	
											9	
											33	
		8.3	1	9	31							
				6.8	45							
						25						
						153.9						
		9.4	102.2		120							
			42		283.1							
					69							
						222.5						
						133						
							78					
									2	2	6	
									25			
									20		30	
		45									638	
									10			
									60			
									20			
									10			
47	510	546	458.3	126	1,751.26	5	775.98	210	464.2	696.4	2,040	

それを除いた数値である。なお、原資料の「不急作物の跡作物作付計画」の「計」は、検算数値と合致しないところが多いいため、